

遺 産 分 割 協 議 書

被 相 続 人 [REDACTED]
(平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日死亡)
最 後 の 本 籍 [REDACTED]

の遺産について、同人の相続人において分割協議を行った結果、次のとおり決定した。

第 1 条 相続財産中、以下の遺産については、相続人たる [REDACTED] が相続する。

◇預貯金

[REDACTED] 銀行 川越支店

普通預金	口座番号	[REDACTED]
定期預金	口座番号	[REDACTED]
	口座番号	[REDACTED]

[REDACTED] 信用金庫 川越支店

普通預金	口座番号	[REDACTED]
出資金	口座番号	[REDACTED]

◇株式

[REDACTED] 証券 川越支店

株式会社 [REDACTED] 1, 0 0 0 株

◇投資信託

[REDACTED] 証券 川越支店

[REDACTED] MRF 1, 0 0 0 口

第 2 条 相続人 [REDACTED] は第 1 条記載の遺産を取得する代償として、以下のとおり各相続人へ代償金を支払う。

[REDACTED] 5 0 万円 [REDACTED] 5 0 万円

第 3 条 相続財産中、次の不動産については、売却換価し相続人全員で分配するため、売却を担当する [REDACTED] の名義とする。

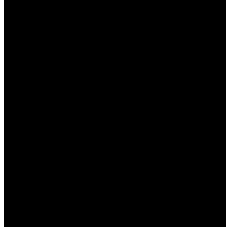
◇ 土地

所在地
地積



◇ 建物

所
家屋番
種
構
床面
在
号
類
造
積



第4条 [Redacted] は、[Redacted] 名義となった第3条記載の不動産を売却
換価し、その売却代金から売却に伴う以下の必要経費を控除した残額を、共同
相続人に対し法定相続分に従い分配する。ただし端数が生じた場合にはこれを
切り捨てるものとし、銀行振り込みの方法で分配する。振込手数料は各相続人
の負担とする。

(必要経費)

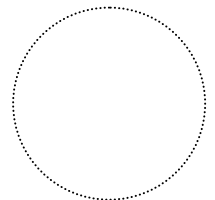
- ・売却に要する一切の費用等（不動産仲介手数料、契約書作成費用・登記手続費用・
売却に伴う譲渡所得税など租税公課・明渡しにかかる清掃費用等）
- ・建物を取壊して売却する際にはその取壊し諸費用や測量が必要な場合にはその費用
等

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本
書を作成し、署名捺印する。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)



(住所)

(氏名)

